



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
10月20日(水)  
号 外  
第 57 号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正…………… 1
- 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部改正…………… 1
- 旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部改正…………… 2

## 規 則

### 栃木県規則第四十六号

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年栃木県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(償還期間等)</p> <p><b>第三条</b> 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、十年以内とする。ただし、次の各号に掲げる資金に係る貸付金の償還期間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十九条に規定する資金</u> 十二年以内</p> <p>十 略</p> <p>2 略</p>	<p>(償還期間等)</p> <p><b>第三条</b> 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、十年以内とする。ただし、次の各号に掲げる資金に係る貸付金の償還期間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成二十二年法律第三十六号）<u>第十二条に規定する資金</u> 十二年以内</p> <p>十 略</p> <p>2 略</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(林業木材産業課)

### 栃木県規則第四十七号

栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成五年栃木県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(全部又は一部免除することができる返還の債務の額)</p> <p><b>第十六条 略</b></p> <p>2 条例第十一条第二項の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、社会福祉士としての相談援助業務又は介護福祉士としての介護等業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間(この期間が二年に満たないときは二年とする。)の二分の七(中高年離職者にあつては二分の三)に相当する期間で除して得た数値(この数値が一を超えるときは一とする。)を修学資金の返還の債務の額(履行期限が到来していない部分に限る。以下この項において同じ。)に乗じて得た額(当該相談援助業務又は介護等業務に従事した期間のうち、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域(同法の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</u>において引き続き当該相談援助業務又は介護等業務に従事した期間が三年以上である者にあつては、修学資金の返還の債務の額の全額)とする。</p>	<p>(全部又は一部免除することができる返還の債務の額)</p> <p><b>第十六条 略</b></p> <p>2 条例第十一条第二項の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、社会福祉士としての相談援助業務又は介護福祉士としての介護等業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間(この期間が二年に満たないときは二年とする。)の二分の七(中高年離職者にあつては二分の三)に相当する期間で除して得た数値(この数値が一を超えるときは一とする。)を修学資金の返還の債務の額(履行期限が到来していない部分に限る。以下この項において同じ。)に乗じて得た額(当該相談援助業務又は介護等業務に従事した期間のうち、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域</u>において引き続き当該相談援助業務又は介護等業務に従事した期間が三年以上である者にあつては、修学資金の返還の債務の額の全額)とする。</p>

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則第十六条第二項の規定は、令和三年四月一日以後に新たに栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例(平成五年栃木県条例第一号)第六条第二項に規定する貸与契約(以下「貸与契約」という。)を結んだ者の当該貸与契約に係る修学資金の返還の免除について適用し、同日前に貸与契約を結んだ者の当該貸与契約に係る修学資金の返還の免除については、なお従前の例による。

(高齢対策課)

**栃木県規則第四十八号**

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十日

栃木県知事 福田 富一

**旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則**

(旅館業法施行細則の一部改正)

**第一条** 旅館業法施行細則(昭和三十四年栃木県規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可申請)</p> <p><b>第二条</b> 法第三条第一項の規定により旅館業の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書(別記様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、</p>	<p>(許可申請)</p> <p><b>第二条</b> 法第三条第一項の規定により旅館業の許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書(別記様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、</p>

営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長（以下「管轄保健所長」という。）に提出しなければならない。ただし、同項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一・二 略

三〜五 略

（残留塩素濃度）

第十条 条例第十二条第七号の規定による残留塩素濃度の管理は、次のいずれかの方法により行う

ものとする。ただし、ろ過器を使用して温湯を循環させない浴槽で原湯及び原水を常時浴槽に補給する構造の浴槽にあつては、この限りでない。

- 一 遊離残留塩素濃度について、通常で一リットル中に〇・四ミリグラム程度を保持し、最大で一リットル中に一ミリグラムを超えないようにする方法
- 二 結合塩素のモノクロロアミンの濃度について、一リットル中に三ミリグラム程度を保持する方法

営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長（以下「管轄保健所長」という。）に提出しなければならない。ただし、同項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、第二号及び第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一・二 略

三 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七條第五項の規定による検査済証の写し

四〜六 略

（遊離残留塩素濃度）

第十条 条例第十二条第七号の規定による遊離残留塩素濃度の管理は、通常で一リットル中に〇・四ミリグラム程度を保持することとし、最大で一

リットル中に一・〇ミリグラムを超えないようにするものとする。ただし、ろ過器を使用して温湯を循環させない浴槽で原湯及び原水を常時浴槽に補給する構造の浴槽にあつては、この限りでない。

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第二条 公衆浴場法施行細則（昭和六十一年栃木県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（残留塩素濃度）</p> <p>第七条 条例第七条第十四号の規定による残留塩素濃度の管理は、次のいずれかの方法により行う</p> <p>ものとする。ただし、ろ過器を使用して温湯を循環させない浴槽で原湯及び原水を常時浴槽に補給する構造の浴槽にあつては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 遊離残留塩素濃度について、通常で一リットル中に〇・四ミリグラム程度を保持し、最大で一リットル中に一ミリグラムを超えないようにする方法</li> <li>二 結合塩素のモノクロロアミンの濃度について、一リットル中に三ミリグラム程度を保持する方</li> </ul>	<p>（遊離残留塩素濃度）</p> <p>第七条 条例第七条第十四号の規定による遊離残留塩素濃度の管理は、通常で一リットル中に〇・四ミリグラム程度を保持することとし、最大で一リットル中に一・〇ミリグラムを超えないようにするものとする。ただし、ろ過器を使用して温湯を循環させない浴槽で原湯及び原水を常時浴槽に補給する構造の浴槽にあつては、この限りでない。</p>

法

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(自治体印)